

令和2年6月10日

保険薬局各位

兵庫県立尼崎総合医療センター  
薬 剤 部 長

### 院外処方箋における疑義照会プロトコル改訂のお知らせ

平素は当院の院外処方箋発行についてご協力いただき厚くお礼申し上げます。  
3月末に疑義照会内容の区分、ポイント等を明確化した「疑義照会兼副作用報告書」をご案内いたしました。この様式を活用していただきありがとうございます。

今回、疑義照会の多い項目等について疑義照会不要例を追加し、「院外処方箋における疑義照会プロトコル」の内容を下記のとおり改訂しますのでお知らせします。

保険薬局の先生方におきましては、改訂内容をご確認いただき、今後も疑義照会プロトコルの運用にご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 疑義照会不要例 記載順の変更  
別処方規格製剤がある場合の処方規格の変更及び、アドヒアランス等の理由により処方薬を半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）についての疑義照会が必要であることを先頭に記載。
- 2 組成が同一の漢方薬の銘柄変更を追加。
- 3 剤形変更の例に、サムスカ OD7.5mg からサムスカ錠 7.5mg を追加。
- 4 服用状況等の理由により 1包化調剤すること（抗腫瘍剤、及びコメントに「1包化不可」とある場合は除く）を追加。
- 5 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更（成分が同じものに限る。枚数についても原則同じとする）を追加。
- 6 ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）を追加。